

山口県食品表示責任者制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県食の安心・安全推進条例(以下「条例」という。)第27条に規定する食品表示責任者(以下「食品表示責任者」という。)の養成等について必要な事項を定める。

(講習会の開催)

第2条 県は、食品表示責任者の業務に必要な専門的知識を有する人材を養成するため、講習会を開催する。

2 前項の講習会の名称を「山口県食品表示責任者養成講習会」(以下「養成講習会」という。)とする。

(講習会の対象者)

第3条 養成講習会の対象者は、条例第2条第3項に規定する食品関連事業者の県内の事業所又は事務所に勤務する者とする。

(講習会の内容)

第4条 養成講習会の内容は、次のとおりとする。

項目	内容
基礎法令知識	食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令で規定されている基準等 ・法による規制の概要 ・対象食品 ・表示概要 等
表示の作成方法	表示作成の手順、消費期限・賞味期限、原産地表示 等
条例	条例の概要、食品表示責任者の業務 等

(受講済証)

第5条 知事は、養成講習会を受講した者(以下「受講者」という。)に対し、別記第1号様式による受講済証を交付するものとする。

2 受講者は、氏名若しくは住所に変更を生じたとき又は交付された受講済証を破損し、汚損し、若しくは亡失したときは、別記第2号様式により、知事に再交付を申請することができる。

- 3 前項の規定により再交付の申請があった場合には、知事は受講済証を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により再交付を受けた者は、亡失した受講済証を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

(受講済証の有効期間)

第6条 受講済証の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところとする。

- 1 2以外の場合 養成講習会を受講した日から、その日の3年後の日が属する年度の末日まで
- 2 現に受講済証の交付を受けている者が、その有効期間の満了する日が属する年度に開催される養成講習会（以下「更新講習会」という）を受講した場合 従前の有効期間が満了する日の翌日から、更新講習会を受講した日の3年後の日が属する年度の末日まで

(食品表示責任者へのフォローアップ)

第7条 県は、食品表示に関する法令改正等があった場合には、必要に応じ、講習会等により、食品表示責任者に対し、周知するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月19日から施行する。

受講済証

住 所

氏 名

山口県食品表示責任者制度実施要綱の規定による山口県食品表示責任者養成講習会を受講したことを証します。

年 月 日

山口県知事

記

受講日	年 月 日	受講会場	
有効期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
【フォローアップ講習会参加記録】※この欄は、講習会開催者が記入します。			
受講日	受講会場	摘 要	
. .			
. .			
. .			

(別記第2号様式)

年 月 日

山口県知事 様

申請者

住 所

氏 名

山口県食品表示責任者養成講習会受講済証再交付申請書

山口県食品表示責任者制度実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり受講済証の再交付を申請します。

記

受講日	年 月 日	受講済証番号	
再交付が必要な理由	1	氏名の変更 (変更年月日: 年 月 日)	
		<u>変更前:</u>	
		<u>変更後:</u>	
	2	住所の変更 (変更年月日: 年 月 日)	
		<u>変更前:</u>	
		<u>変更後:</u>	
	3	破損又は汚損	
	4	亡失	
		【亡失の状況】	
		{	}

(注) 氏名の変更、住所の変更、破損又は汚損の場合には、受講済証を添付してください。